

中井町で結婚しませんか

結婚新生活支援事業補助金

問合せ
地域防災課☎(81)1110

夫婦ともに29歳以下

最大60万円

夫婦ともに39歳以下

最大30万円



補助対象費用

結婚を機に令和7年4月1日から令和8年2月27日までにかかった次の費用

- ①新たに住宅を取得した費用
- ②住宅の機能の維持または向上を図るために行うリフォーム費用
- ③新たに賃借した住居の賃料
(敷金、礼金、共益費、仲介手数料含む)
- ④引越業者または運送業者による引越費用

補助対象者

○令和7年1月1日から令和8年2月27日の間に婚姻届を提出し、受理された日の年齢が夫婦ともに39歳以下の夫婦

○世帯の所得合計額が500万円未満

※そのほかにも条件があります。

詳しくは町ホームページをご確認ください。

申請期限

令和8年2月27日(金)まで

申請前に、必ず地域防災課までご連絡ください。

申請に必要な書類

申請書のほか、補助を受ける費用により必要な添付書類があります。詳しくは町ホームページをご確認ください。



町ホームページ
ID 2649

オリジナル婚姻届

結婚という人生の節目を迎えるお二人を町としてお祝いするとともに、町に一層の愛着を持っていただき、末永く健康で豊かな生活につなげていきたいという願いから中井町オリジナル婚姻届を作成しました。

結婚するお二人の記念すべき日に、ぜひご利用ください。



町ホームページ
ID 2862